

町村議会議員選挙に おける選挙公営について

令和 2 年 6 月
全国町村議会議長会

選挙公営に関する要望の実現

本会では、多様な人材を確保するための環境整備の一環として、令和元年11月13日に開催した「第63回町村議会議長全国大会」において、『選挙公営の拡大』を要望。

【要望内容】

多様な人材の議会参加を促すため、供託金制度の導入を図るとともに、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターについて、選挙公営の対象とすること。

また、町村も市と同様に選挙運動用のビラを頒布できるよう制度化するとともに選挙公営の対象とすること。

全国町村会においても、令和元年11月27日に開催した「全国町村長大会」にて、『選挙公営等について』を要望。

【要望内容】

市、町村の別により設定されている選挙運動用ビラ及びポスターの作成、自動車の使用については、市と同様に選挙公営の対象とすること。

- 第201回通常国会に「公職選挙法の一部を改正する法律案」が議員提案として国会に提出され、可決・成立(令和2年6月8日)、公布(令和2年6月12日)。
- 町村議会議員選挙について、**供託金制度を導入**することとし、その額は**15万円**となった。
- 町村議会議員選挙及び町村長選挙において、**選挙公営が拡大**されることとなった。

➤ 町村議会議員の選挙における立候補に係る環境の改善が図られることにより、**候補者の費用負担が軽減され、町村議会議員のなり手不足を解消するための一助になると考えられる。**

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の概要①

- 今回の改正により、町村議会議員選挙において、**供託金が導入**されるとともに、**各町村にて条例を定めることによって、選挙公営を公費で実施できることとなった。**主な内容は以下のとおり。

1. 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

① 選挙運動用自動車の使用

② 選挙運動用ビラの作成

③ 選挙運動用ポスターの作成

公営対象

2. 町村議会議員選挙におけるビラ頒布(上限枚数1,600枚) →

解禁

3. 町村議会議員選挙における供託金制度(15万円) →

導入

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の概要②

○町村の選挙における公営拡大と供託金導入

区分	公営の有無			供託金額	備考
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ		
都道府県知事選挙	○	○	○	300万円	
都道府県議会議員 選挙	○	○	○	60万円	
市長選挙	○	○	○	100万円 (※1)	※1 政令指定都市の市長選挙については 240万円
市議会議員選挙	○	○	○	30万円 (※2)	※2 政令指定都市の議会議員選挙については 50万円
町村長選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	× ↓ ○	50万円	
町村議会議員選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	— ↓ 供託金導入 15万円	

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の概要③

○通常葉書とビラの頒布枚数

選挙の種類	主 体	通常葉書	ビラ
都道府県知事	候補者個人	3万5千枚+（選挙区内の衆議院小選挙区数-1） × 2千5百枚	10万枚+（選挙区内の衆議院小選挙区数-1） × 1万5千枚 （上限30万枚）
都道府県議会議員	候補者個人	8千枚	1万6千枚
指定都市の市長	候補者個人	3万5千枚	7万枚
指定都市議会議員	候補者個人	4千枚	8千枚
指定都市以外の市長	候補者個人	8千枚	1万6千枚
指定都市以外の市議会議員	候補者個人	2千枚	4千枚
町村長	候補者個人	2千5百枚	5千枚
町村議会議員	候補者個人	8百枚	千6百枚

※ 町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様としている。

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の概要④

○供託物没収点

選挙の種類	法定得票数	供託金	供託物没収点等
都道府県議会議員	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{4} \text{ 以上}$	60万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
指定都市議会議員		50万円	
指定都市以外の議員		30万円	
町村議会議員		15万円	
都道府県知事	$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{4} \text{ 以上}$	300万円	$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$
指定都市の市長		240万円	
指定都市以外の市長		100万円	
町村長		50万円	

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の概要⑤

○町村議会議員選挙における供託物の没収点（モデルケース）

	人口	有権者数	投票率	投票数	議員定数	供託物没収点
A 町	25,000人	20,000人	60%	12,000票	16人	$12,000 \div 16 \times 1/10 = 75$ 票
B 町 (平均的)	12,000人	10,000人	60%	6,000票	12人	$6,000 \div 12 \times 1/10 = 50$ 票
C 町	2,500人	2,000人	60%	1,200票	8人	$1,200 \div 8 \times 1/10 = 15$ 票

※モデルケースの認定

(人口)

・町村の人口規模により A 町（25,000人）、B 町（12,000人）、C 町（2,500人）を想定（H30.7住基人口による町村の平均人口（11,840人） \approx 12,000人）

(有権者数)

・人口 \times 平成27年の国勢調査時点の日本人の18歳以上の人口割合（約85%）により算出

(議員定数)

・全国の町村における人口と議員定数の関係を踏まえ想定

(投票率)

・H31地方統一選における町村議選の全国平均投票率（59.7%） \approx 60%

(供託物没収点)

・都道府県又は市議会議員選挙と同様の計算式（投票数 \div 議員定数 \times 1/10）により算出